

子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）

東京都北区長 殿

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定（認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、認定こども園[保育部分]）及び支給認定証の交付を（変更）申請します。

		申請日（西暦）										年		月		日		保育課使用欄					
住所 連絡先																							
											自宅				-					-			
	父携帯										母携帯												
													-				-						

保 護 者	フリガナ										マイナンバー										保育を必要とする理由 ※該当理由に✓してください。						
	氏名 ※代表保護者に✓してください。										生年月日																
	家庭状況 ※該当する状況に✓してください。																										
	父 ☐																							☐ 就労	☐ 妊娠・出産		
																								☐ 疾病・障害	☐ 看護・介護		
	母 ☐																									☐ 災害復旧	☐ 求職活動
																								☐ 就学・職業訓練	☐ 育児休業		
																										☐ その他	()
																										☐ 就労	☐ 妊娠・出産
																										☐ 疾病・障害	☐ 看護・介護
																										☐ 災害復旧	☐ 求職活動
																										☐ 就学・職業訓練	☐ 育児休業
																										☐ その他	()

認 定 （ 変 更 ） 申 請 す る 子 ど も	フリガナ										マイナンバー										保育の利用を希望する時間 ※希望時間に✓してください。								
	氏名										生年月日																		
	1																									☐ 保育短時間 (最大8時間)	☐ 保育標準時間 (最大11時間)		
	2																											年 月 1日から	
																												☐ 新規申請	☐ 変更申請
3																											<変更の場合は変更理由>		
																											例) 4/1から勤務時間が9-17時となるため。		

<教育・保育給付認定申請に関する注意点> ※必ずお読みください。

1 添付書類

認定（変更）申請に当たり、保護者の保育を必要とする理由に応じて、その理由を証明する書類を提出してください。
保育を必要とする理由を証明する書類については、利用案内「利用申請・認定申請に必要な書類」を確認してください。

2 保育必要量

保護者の就労時間等に応じて、認定を希望する保育必要量の区分（保育短時間・保育標準時間）を選択してください。
就労を理由とする場合は、通勤時間も含めた就労時間で区分を選択してください。

3 適用開始日

最短で申請日の翌月1日から認定（変更）可能です。月途中の認定（変更）はできません。

4 利用時間

入園後の利用時間（登園からお迎えまでの時間）は、午前8時30分から8時間を基本とします。実際の利用時間は、
保育必要量の範囲内で、就労時間（通勤時間含む）等を考慮し、実際の勤務状況に照らして保育施設で決定します。
ただし、生後8か月未満の児童の利用時間は、児童の育成上の配慮から、認定した保育必要量の区分に関わらず、
最大でも午前8時30分から午後4時30分までの8時間の範囲内となります。

5 変更申請

保育を必要とする理由や保育必要量等に変更が生じた場合は、改めて申請が必要となります。

保育課使用欄																			受付者	
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--